

## 西尾市借地公園設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西尾市緑の基本計画に基づき身近な公園の整備を推進することにより、都市の良好な生活環境づくりを促進し、住民福祉の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 借地公園 市が土地を借り受けて設置する都市公園をいう。
- (2) 町内会等 市内町内会、その他環境美化活動を行う団体をいう。
- (3) 都市公園等 都市公園と児童遊園をいう。

### (設置の基準)

第3条 借地公園は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として市街化区域内で、市民が容易に利用することができる位置に所在すること。
- (2) 借地公園の用に供するための有効な部分の面積がおおむね1,000平方メートル以上2,500平方メートル未満であること。
- (3) 半径250メートルの範囲に都市公園等が設置されていないこと。
- (4) 幅員4メートル以上の公道に接しており、原則として出入り口が2箇所以上確保できること。
- (5) 土地はおおむね整形地であり、大規模な造成を要しないこと。
- (6) 宅地の開発に伴い公園を設置するものでないこと。
- (7) 所有権が整理されており、所有権以外の権利が設定されていないこと。また、用地境界が明確となっていること。
- (8) 借地公園の維持管理について町内会等の協力が得られること。
- (9) その他市長が特に必要と認めること。

### (設置の申請)

第4条 借地公園の設置を要望する土地所有者は、借地公園設置申請書(様式第1号)に、必要な添付書類を添えて、市長に申請することができる。

### (設置等の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査及び整備の見通し等を検討し、申請のあった土地が位置する町内会と協議のうえ、設置の可否を決定する。

2 市長は、設置の可否について決定したときは、借地公園設置決定（不承諾）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに対しては不承諾とする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員が役員となっているもの

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの  
（契約の締結等）

第6条 市長は、前条の規定により借地公園を設置する決定をしたときは、当該借地公園の土地所有者と土地の使用貸借契約の締結、及び借地公園整備計画の承諾を得るものとする。

（借地公園の整備）

第7条 市長は、前条の使用貸借契約を締結したときは、使用貸借契約期間を考慮のうえ、予算の範囲内で、敷地の整備を行い、当該土地に公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設のうち、広場、植栽、ベンチ、さく、遊具その他の市長が必要と認めるものに限る。以下同じ。）を設置することができる。

（契約期間等）

第8条 第6条の契約の期間は10年以上とする。ただし、契約期間満了の6ヶ月前までに双方から何らかの意思表示がなかった場合は、同じ条件で1年間自動的に契約延長され、以降同様とする。

2 借地料は無償とする。

3 借地公園の土地所有者は、第1項の契約期間（契約期間を延長した場合においては、当該延長後の契約期間。以下同じ。）の間においては、当該土地の返還を請求することができない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（権利の譲渡等）

第9条 借地公園の土地所有者は、当該土地の所有権を第三者に譲渡するときは、当該第三者に対し、第6条の契約を承継させなければならない。

2 借地公園の土地所有者は、前項の権利の譲渡について、あらかじめ、市長に土地所有権移譲届（様式第3号）を提出しなければならない。

3 借地公園の土地の所有権の譲渡がされた時は、新たに借地公園の土地を所有した者と同条件で使用貸借契約を締結しなければならない。

(固定資産税及び都市計画税の非課税)

第10条 市長は、この要綱の規定により借地公園の用に供されている土地に対しては、地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第1号及び第702条の2第2項の規定により、固定資産税及び都市計画税は課さないものとする。

(維持管理)

第11条 借地公園の管理は、市と町内会等が協働して行うものとし、その分担は原則次のとおりとする。

- (1) 市は、公園施設の維持修繕及び樹木の植栽等の管理を行う。
- (2) 町内会等は、西尾市アダプトプログラムに登録のうえ、清掃及び除草並びに公園施設の破損等に係る市への連絡を行う。

(土地の返還)

第12条 市は土地を返還するときは、市の負担により公園施設を撤去するものとする。ただし、契約期間中に土地所有者の請求により土地を返還するときは、市は土地所有者の負担により公園施設を撤去又は移設させることができる。

2 市が当該土地を返還するときは、原則、公園施設のみを撤去し、土地の原状復元は行わないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に設置される借地公園について適用し、同日前に設置された借地公園については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

借地公園設置申請書

年 月 日

（あて先）西尾市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

印

借地公園の設置について、西尾市借地公園設置要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

1 申請内容

土地の所在地	西尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	西尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	西尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
期 間	年間（ 年 月 日から 年 月 日まで）			

※共有地の場合はすべての土地所有者の連名により申請を行う。

※実測地籍は、実測した場合のみ記載する。

2 添付書類

(1)位置図（2,500分の1より詳細なもの）

(2)写真及び撮影位置図（写真は申請土地全景、境界のわかるもの）

借地公園設置決定（不承諾）通知書

様

西尾市長

㊟

年 月 日付けで申請のありました借地公園の設置について、下記のとおり決定しましたので、西尾市借地公園設置要綱第5条の規定により通知します。

記

土地の表示

土地の所在地	西尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	西尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	西尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
期 間	年間（ 年 月 日から 年 月 日まで）			

※ 実測地籍は、実測した場合のみ記載する。

（不承諾の理由）

様式第3号（第9条関係）

土地所有権移譲届

年 月 日

（あて先）西尾市長

住 所  
氏 名  
電 話

⑨

借地公園の設置のため、使用貸借契約をしております土地について、下記のとおり土地の所有権を移譲する予定ですので、西尾市借地公園設置要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

なお、契約の継承については、移譲予定先の者から同意を得ています。

記

1. 借地公園の名称
2. 移譲予定地の地番
3. 移譲予定時期
4. 移譲先の氏名、住所、電話番号